

下 水 道

内 容

○公共下水道

○浄化槽

○農業集落排水

下水道

○公共下水道

本市の下水道事業は、昭和 35 年 4 月 1 日水道部に下水道調査室を新設し基本調査を行い、昭和 38 年 3 月 30 日旧市内 594ha について、公共下水道都市計画決定、うち 178ha について同年 7 月 4 日下水道事業認可、同年 9 月 6 日都市計画事業決定を得て同年 11 月 19 日管渠布設工事に着手した。

その後、下水道整備区域の拡大をはかるため、昭和 43、45、47 年に順次旧市街地の認可区域合計 416ha を拡大し、昭和 53 年 7 月 14 日渡利、泉、南沢又、森合及び野田町地区 406ha、昭和 58 年 4 月 30 日荒川左岸沿線及び信夫山周辺 73ha、昭和 62 年 9 月 29 日小倉寺、御山、泉、南沢又及び福島西土地区画整理施行地区 367ha、平成 2 年 7 月 13 日には、笹木野、八島田及び福島中央土地区画整理施行地区 254ha の都市計画法事業認可を得て合計 1,694ha としたが、福島県が新たに整備することとなった流域下水道事業の進捗にあわせて、流域関連公共下水道へ順次切替を行い、平成 22 年 3 月 31 日付事業認可において、最終的には堀河町終末処理場で処理する区域を、合流式で排除する旧市内 467ha 及び分流式で排除する 26ha の合計 493ha とした。

また、国見町の県北浄化センター（阿武隈川上流流域下水道県北処理区）で処理する区域の流域関連公共下水道事業は、昭和 62 年 8 月 10 日に都市計画決定し、北沢又、鎌田、瀬上町、宮代、北矢野目、南矢野目、笹谷、飯坂町、飯坂町中野及び飯坂町湯野地区 467ha について昭和 62 年 9 月 17 日下水道法事業認可、同年 9 月 29 日都市計画法事業認可を得て管渠布設工事に着手した。平成 2 年 7 月 13 日には南沢又、本内、丸子、方木田、南町及び郷野目地区 593ha を追加し、さらに、平成 9 年 4 月 4 日には、鳥谷野、黒岩、南向台、桜台、蓬萊地区 397ha、平成 13 年 4 月 13 日には、飯坂町湯野、飯坂町平野、宮代、八木田、吉倉、方木田、大森、郷野目、太平寺、黒岩、伏拝、永井川、光が丘、松川町金谷川、清水町の 1,029ha、平成 15 年 9 月には、飯坂町平野、宮代、方木田、大森、永井川、あさひ台団地、清水町、蓬萊町、松川町関谷地区の 676ha、平成 16 年 5 月には、福島刑務所 20ha、平成 18 年 6 月 13 日には、宮代、南沢又、八木田、吉倉、方木田、大森、郷野目、太平寺、永井川及び伏拝地区の各一部の区域 219ha、平成 20 年 11 月 20 日には、飯坂町、飯坂町平野、町庭坂、仁井田、八木田、吉倉、方木田、成川、大森、永井川及び田沢地区の各一部の区域 227ha、平成 24 年 6 月 27 日には、飯坂町、飯坂町平野、岡部、町庭坂、笹木野、南沢又、北沢又、吉倉、永井川、蓬萊町及び松川町関谷地区の各一部の区域 220ha を追加し、平成 29 年 3 月 7 日には、飯坂町、飯坂町中野、飯坂町湯野、宮代、鎌田、南矢野目、北沢又、町庭坂、笹木野、南沢又、八島田、田沢、吉倉、大森、黒岩の各一部の区域を追加、笹木野、南沢又の各一部の区域を削除し合わせて 15ha 追加し、令和 4 年 3 月 18 日には、飯坂町平野、北矢野目、笹木野、南沢又、下野寺、町庭坂、八島田、大森、田沢の各一部の区域 6ha を追加し、合計 3,868ha について令和 8 年度完了を目標に、整備に努めている。

堀河町終末処理場については、昭和 44 年 9 月 29 日認可変更を得て同年 12 月 16 日建設工事に着手した。昭和 46 年 11 月 1 日から下水処理（簡易処理）を開始し、昭和 48 年 12 月 1 日から高級処理を行っている。

堀河処理区は大部分を合流式としているが、平成 15 年下水道法施行令の一部改正により、雨天時に下水の一部が未処理で河川や海域等に放流されることを防ぐ合流式下水道の改善対策が求められたため、平成 16 年に福島市合流式下水道緊急改善事業計画を策定し事業を推進したが、平成 23 年東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の影響により事業期間を延期し、その後、令和 4 年に正式に事業に着手した。令和 5 年 4 月に堀河処理区の下水を県北浄化センターへ流入したことで、堀河町終末処理場での汚水処理は全て停止した。令和 6 年 4 月以降は、合流式下水道緊急改善事業の完了に伴い、旧・堀河町終末処理場は雨水滞水池を有する施設として機能している。

また、土湯温泉町特定環境保全公共下水道事業は、平成 3 年 12 月 5 日下水道事業認可 20ha を得て事業に着手した。処理場は平成 7 年度迄に建設工事を終え、平成 7 年 10 月 1 日一部供用開始を行い、その後ほぼ整備を終えている。

1 下水道事業計画（許可） 概要

(1) 事業費、事業期間、処理計画等

(令和7年3月31日現在)

	事業費(千円)	事業期間	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)
単独公共下水道	70,440,222	昭和38～令和7年度(63か年)	493	25,609
流域関連公共下水道	113,763,900	昭和62～令和8年度(40か年)	(493) 4,335	(25,609) 183,090
土湯温泉町特定環境 保全公共下水道	3,824,103	平成3～令和7年度(35か年)	20	400
計	188,028,225		4,355	183,490

※単独公共下水道は、流域関連公共下水道に含まれているため計画処理面積及び計画処理人口を()内に示す。

(2) 設計基準

排除方式	下水量基準（家庭汚水量）							備考
	雨水				汚水			
	降雨強度 mm/h	確率 年	算定方式	流出係数 (平均)	1人1日 平均量ℓ	1人1日 最大量ℓ	時間 最大量ℓ	
単独公共下水道	44.3	10	$\frac{3,647}{t+22.3}$	0.5～0.7	420	540	770	汚水量には 地下水分を 含む
流域関連 公共下水道	44.3	10	$\frac{3,647}{t+22.3}$	0.5～0.7	335	405	580	
					※合流区域			
					335	425	610	
土湯温泉町特定 環境保全 公共下水道	—	—	—	—	340	410	760	

※ t = 流入に要する時間

(3) 排除方法

処理区	排除方式	排除面積 (ha)		
		合流式区域	分流式区域	計
堀河処理区	合流式	467	(26) -	(493) 467
阿武隈川上流流域 下水道県北処理区	分流式	—	3,868	3,868
土湯温泉処理区	分流式	—	20	20
計		467	3,888	4,355

※堀河処理区の()内は、実際の事業計画区域で県北処理区との重複分を含む。

2 下水道事業の整備状況

(1)事業費・整備面積

(令和7年3月31日現在)

区分	事業費(千円)			整備面積	
	管渠布設費	終末処理場築造費	合計金額	面積(ha)	進捗率(%)
事業計画(認可)	151,041,112	18,302,766	169,343,878	4,355	—
昭和38年度～平成26年度	137,976,311	13,005,446	150,981,757	3,808	—
27年度	1,467,282	0	1,467,282	30	—
28年度	1,303,056	0	1,303,056	16	—
29年度	1,635,275	0	1,635,275	30	—
30年度	1,169,067	0	1,169,067	18	—
令和元年度	1,432,113	0	1,432,113	15	—
2年度	1,066,019	0	1,066,019	16	—
3年度	875,129	0	875,129	22	—
4年度	1,007,954	0	1,007,954	13	—
5年度	1,419,412	0	1,419,412	5	—
6年度	977,045		977,045	12	—
計	150,328,663	13,005,446	163,334,109	3,985	91.5

※事業費は、補助事業費と単独事業費(起債対象事業のみ)の合計値である。

3 受益者負担金

下水道事業の計画的な推進を図るため「福島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」を設け、下水道が整備されることにより環境が改善され、利便性、快適性が向上する区域の土地の所有者及び権利者を受益者として、受益者負担金の賦課を行い建設財源の一部に充てている。

(1)受益者

公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者(当該土地が地上権、永小作権、質権または使用貸借若しくは賃貸借による権利の目的となっている土地についてはその権利者)

(2)単位負担金額

公告された負担金賦課対象区域1平方メートル当たり480円

単位負担金額算定方式＝
$$\frac{\text{末端管渠整備事業費(起債事業)}}{\text{末端管渠整備区域面積}} \times 1/4$$

(3)賦課時期

公共下水道に接続可能になった翌年度

(ただし、供用開始予定の3年前から賦課が可能)

(4)徴収方法

5年分割、年4期(7月、9月、11月、2月)

(5)受益者負担金決算額

(単位：千円)

年度	保有債権額のうち 納期到来分	収入済額	消滅債権額	翌年度繰越額	収納率
令和6	42,726	39,664	146	2,916	92.8%

4 下水道使用料

下水道施設の維持管理費、運営費、資本費に充てるため、福島市下水道条例第16条の規定に基づき、公共下水道の利用者から排除された汚水量に応じて負担していただくもの。

(1) 料金

下水道使用料金表

(税込 1か月あたり)

種別	区分	汚水量		使用料
一般汚水	基本使用料	0 m ³ ～10 m ³		1,210.00 円
	従量使用料 (1 m ³ につき)	11 m ³ ～20 m ³		165.00 円
		21 m ³ ～30 m ³		203.50 円
		31 m ³ ～50 m ³		247.50 円
		51 m ³ ～100 m ³		302.50 円
		101 m ³ ～500 m ³		335.50 円
		501 m ³ ～		357.50 円
公衆浴場汚水	基本使用料	0 m ³ ～10 m ³		495.00 円
	従量使用料 (1 m ³ につき)	11 m ³ ～		49.50 円
温泉汚水	基本使用料	0 m ³ ～10 m ³		990.00 円
	従量使用料 (1 m ³ につき)	11 m ³ ～		99.00 円
井戸水のみ 使用の一般家庭	基本使用料	1 世帯 あたり	2 人まで 10 m ³	1,210.00 円
	認定汚水量		3 人 15 m ³	2,035.00 円
			4 人 20 m ³	2,860.00 円
			5 人 25 m ³	3,877.50 円
			以下、1 人増す毎に 5 m ³ 加算し、一般汚水の料金表により算出	

(2) 料金計算の仕方

① 下水道排除汚水量は次の通りとし、上記料金表により算定する。

ア 水道水使用の場合

水道使用水量

イ 井戸水(地下水)使用の場合

一般家庭では、世帯人員数により水量を認定し、事業所では、使用水量

ウ 水道と井戸水を併用している場合

一般家庭では、水道水使用水量に井戸水認定水量の2分の1を加算した水量となり、事業所では、水道水使用水量に井戸水使用水量を加算した水量

(3) 使用料改定の経過

改定時期	改定率 (%)	改定時期	改定率 (%)
昭和 47 年 5 月 1 日	—	平成 3 年 4 月 1 日	19.3
// 51 年 4 月 1 日	66.7	// 6 年 4 月 1 日	23.3
// 59 年 4 月 1 日	180.0	// 9 年 4 月 1 日	17.9
// 63 年 4 月 1 日	18.7	// 12 年 4 月 1 日	12.7
		// 15 年 4 月 1 日	8.8

(4) 使用料改定における使用料算入状況

(m³あたりの単価)

	処理原価			使用料単価					
	合計額	維持管理費分	資本費分	合計額	回収率	維持管理費単価	維持管理費算入率	資本費	資本費算入率
平成9年	283.3 円	97.3 円	186.0 円	164.9 円	58.2%	97.3 円	100%	67.6 円	36.3%
平成12年	318.1 円	94.0 円	224.1 円	171.8 円	54.0%	94.0 円	100%	77.8 円	34.7%
平成15年	310.9 円	104.2 円	206.7 円	179.9 円	57.8%	104.2 円	100%	75.7 円	36.6%

(5) 下水道使用料決算額 (税抜、単位：千円)

年度	決算額
令和4	3,157,600
令和5	3,200,171
令和6	3,111,503

5 終末処理場の概要

名 称	福島市土湯温泉町浄化センター				
位 置	福島市土湯温泉町字見附 60 番地				
放流先	荒川				
敷地面積	8,063 m ²				
処理方式	単槽式嫌気好気活性汚泥法				
下水排除方式	分流式				
供用開始	平成7年 10 月				
処理能力	処理水量	晴天時平均処理量 1,100 m ³ ／日			
		晴天時最大処理量 1,400 m ³ ／日			
	水質	種類	流入水	放流水	除去率
		B O D	230mg／ℓ	15mg／ℓ	約 93%
		S S	220mg／ℓ	20mg／ℓ	約 91%
処理区域面積（令和7年3月31日現在）		20ha			
処理区域人口（令和7年3月31日現在）		236 人			

6 堀河町滞水池の概要

名 称	堀河町滞水池
位 置	福島市東浜町、堀河町地内
敷地面積	30,500 m ²
施設能力	貯留量：16,000 m ³

7 水洗化

(1)福島市下水道排水設備設置資金融資制度

福島市下水道条例第3条第6号に規定する処理区域内で排水設備を設置し、これを公共下水道に接続しようとする者に対し、資金の融資をあっせんすることにより下水道の普及促進と環境の改善向上を図ることを目的とする。

制度創設年度	昭和 47 年 11 月
融資金額	自宅：60 万円以内 アパート、貸家等：一世帯当たり 45 万円以内とし、200 万円限度
利子	市負担
返済方法	貸付月の翌月から 60 か月以内の残債割賦償還（平成 16 年 4 月改正）

○融資利用状況

年度	水洗化 戸数(戸)	融資利用 件数(件)	融資 利用率(%)	融資利用金額 (千円)	融資1件当 平均額(円)	利子 補給額 (円)
28	2,229	9	0.4	3,280	364,444	210,548
29	2,142	17	0.8	7,170	421,764	165,232
30	1,881	14	0.7	8,750	625,000	177,614
令和元	2,051	28	1.4	12,610	450,357	214,821
2	1,541	19	1.2	9,130	480,526	260,947
3	1,725	4	0.2	1,430	357,500	208,774
4	1,401	3	0.2	1,350	450,000	140,547
5	1,093	7	0.6	2,450	350,000	121,282
6	1,139	5	0.4	2,069	413,800	89,753

(2)年度別水洗化の進捗状況

年度	処理開始状況			水洗化状況		
	処理区域 面積 (ha)	処理区域人口(人)		水洗化区域人口(人)		水洗化率 % (B)/(A)
		単年度	累計(A)	単年度	累計(B)	
昭和 42～令和元	3,917	—	183,051	—	169,101	92.4
2	16	△637	182,414	△253	168,848	92.6
3	22	△811	181,603	939	169,787	93.5
4	13	△369	181,234	△356	169,431	93.5
5	5	△1,648	179,586	687	170,118	94.7
6	12	△1,440	178,146	△1,190	168,928	94.8
計	3,985	—	178,146	—	168,928	—

※公共下水道普及率（令和 6 年度末現在）

$$\frac{\text{処理区域面積 (3,973ha)}}{\text{認可区域面積 (4,355ha)}} \times 100 = 91.5\%$$

$$\frac{\text{処理区域人口 (179,586人)}}{\text{認可区域人口 (266,120人)}} \times 100 = 67.8\%$$

○浄化槽

浄化槽設置への補助

各家庭の生活雑排水と、し尿を併せて処理することにより、公共用水域の水質保全及び、公衆衛生の向上を図るため、浄化槽を設置する者に対し補助する。

浄化槽設置整備事業の実施状況

(単位：千円)

年度	区分	補助対象件数 (基)	補助金総額	左の財源内訳		人槽別内訳 (基)				
						5人槽	6人槽	7人槽	8人槽	10人槽
平成5～平成30		9,988	4,204,301	国	1,386,920	2,853	788	4,402	1,111	834
				県	1,294,725					
				市	1,522,656					
令和元		209	48,573	国	9,752	131	0	76	0	2
				県	6,882					
				市	31,939					
2		189	54,180	国	14,832	110	0	73	0	6
				県	9,930					
				市	29,418					
3		189	57,073	国	20,820	114	0	72	0	3
				県	11,398					
				市	24,855					
4		181	59,771	国	10,253	106	0	68	0	7
				県	10,073					
				市	39,445					
5		171	56,475	国	18,660	107	0	60	0	4
				県	11,831					
				市	25,978					
6		143	45,069	国	14,864	103	0	38	0	2
				県	9,062					
				市	21,143					
計		11,070	4,525,442	国	1,476,101	3,524	788	4,789	1,111	858
				県	1,353,901					
				市	1,695,434					

旧飯野町を含めた総補助金交付基数は 11,447 基

(平成 19 年度までの旧飯野町の総補助金交付基数は 377 基)

○農業集落排水

農業集落排水事業は、農業振興地域内の農業集落を対象に、し尿、生活雑排水などを処理する施設整備を行い、農業用排水の水質を保全し、農業の生産性向上と農村の生活環境改善を図り、河川などの公共用水域の水質保全を図ることを目的としている。

本市では、農業基盤整備等を実施し農業用排水の水質保全を緊急に必要とする地区として、平成7年度から小田地区、平成10年度から山口地区を国の事業採択を受け実施し、整備が完了している。

1 実施地区の概要

小田地区

事業区域	福島市小田、山田、大森の各一部（面積＝98.8ha）				
事業期間	平成7年度～平成11年度（5か年間）農業集落排水事業（一般型）				
事業費	2,410,668 千円				
事業概要	計画人口	1,520 人			
	計画戸数	346 戸			
	加入戸数	368 戸（うち一般世帯 354 戸）			
	処理施設	所在地	福島市山田字谷地 58 外		
		敷地面積	3,018 m ²		
		建築面積	390.94 m ²		
		構造	鉄筋コンクリート造平屋建		
		処理方式	回分式活性汚泥方式(JARUS XI型)		
		処理能力	計画日平均汚水量	410.4 m ³ /日	
			計画日最大汚水量	501.6 m ³ /日	
	計画時間最大汚水量		49.4 m ³ /時		
管路施設	塩化ビニル管 φ 150～250mm 延長＝16,640m				
中継ポンプ施設	1 箇所(マンホール内設置)				
分担金	484,400 円/戸				
供用開始時期等	平成10年9月	114 戸	(477 人)	供用率	33%
	平成11年7月	158 戸	(662 人)	供用率	79%
	平成12年5月	73 戸	(306 人)	供用率	100%
一般世帯の接続状況	令和7年3月31日現在	314 戸	(864 人)	接続率	88.7%

山口地区

事業区域	福島市山口、岡島の各一部（面積＝213.0ha）				
事業期間	平成 10 年度～平成 16 年度 （7 か年間）農業集落排水緊急整備事業（緊急型）				
事業費	2,658,770 千円				
事業概要	計画人口	2,120 人			
	計画戸数	510 戸			
	加入戸数	513 戸（うち一般世帯 489 戸）			
	処理施設	所在地	福島市岡島字中原 83－1 外		
		敷地面積	2,080 m ²		
		建築面積	645.42 m ²		
		構造	鉄筋コンクリート造平屋建		
		処理方式	連続流入間欠ばっ気方式(JARUS XIV 型)		
		処理能力	計画日平均汚水量	572.4 m ³ /日	
	計画日最大汚水量		699.6 m ³ /日		
計画時間最大汚水量	68.9 m ³ /時				
管路施設	塩化ビニル管 φ 150～300mm 延長＝20,846m				
中継ポンプ施設	5 箇所(マンホール内設置)				
分担金	402,800 円/戸				
供用開始時期等	平成 14 年 10 月	105 戸	(385 人)	供用率	22%
	平成 15 年 5 月	116 戸	(351 人)	供用率	47%
	平成 16 年 5 月	97 戸	(317 人)	供用率	67%
	平成 17 年 5 月	157 戸	(621 人)	供用率	100%
一般世帯の接続状況	令和 7 年 3 月 31 日現在	437 戸	(975 人)	接続率	89.4%

※供用開始時期等()内の人口は定住人口である。

2 分担金

福島市農業集落排水事業分担金条例第3条及び第4条の規定に基づき、受益者は建設費の一部を負担している。

(1)受益者

当該事業区域内に家屋又は施設を所有している者又は所有しようとする者で、当該事業により利益を受ける者。

(2)分担金額

当該事業区域毎に総建設費の一部を受益者総数で除した額

事業実施地区	分 担 金 額
小田地区	484,400 円／戸
山口地区	402,800 円／戸

3 使用料

施設の維持管理、運営費、資本費に充てるため、福島市農業集落排水処理施設条例第11条から第14条の規定に基づき使用料を負担していただくもの。

(1)料金

①一般家庭

(税込 1 か月あたり)

基本料金	人員割料金
1 世帯当たり 1,430.00 円	世帯人員 1 人につき 495.00 円

②一般家庭以外

(税込 1 か月あたり)

基本料金	汚水料金	
	汚水量（水道使用水量）	1 m ³ につき
汚水量 10 m ³ まで 1,430.00 円	11 m ³ ～ 20 m ³ まで	137.50 円
	21 m ³ ～ 30 m ³ まで	165.00 円
	31 m ³ ～ 50 m ³ まで	198.00 円
	51 m ³ ～100 m ³ まで	242.00 円
	101 m ³ ～500 m ³ まで	269.50 円
	501 m ³ ～	291.50 円

※「一般家庭以外」とは、事業所、学校、集会施設等、使用人員を確定することができない使用区分である。

(2)料金計算の仕方

①一般家庭

1 世帯あたりの基本料金に世帯人数に応じた人員割料金を加算した額

②一般家庭以外

汚水量（水道使用水量）を上記料金表により算定した額

4 水洗化

(1)水洗化普及状況

令和7年3月31日現在

	小田地区		山口地区		計	
	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口
加入戸数	354	974	489	1,091	843	2,065
接続数	314	864	437	975	751	1,839
接続率(%)	88.7	—	89.4	—	89.1	—

※水洗化普及による加入戸数及び接続数は事業所数を除く。